

阿倍野区マスコットキャラクター（デザイン）使用取扱い要領

制 定 平成19年12月1日

改 正 平成20年 8月3日

最近改正 平成21年7月24日

（趣旨）

第1条 この要領は、阿倍野区が定めた阿倍野区マスコットキャラクター（以下「マスコット」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要領において「マスコット」とは、次に挙げるものをいう。

マスコットキャラクターデザイン

阿倍野区が定めたデザインで、そのキャラクターの愛称は「あべのん」とする。

（使用承認の申請）

第3条 マスコットを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ阿倍野区マスコットキャラクター使用承認申請書（様式第1号）により阿倍野区長（以下「区長」という。）に申請し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- （1）大阪市、国、地方公共団体およびそれに準ずる機関が広報およびそれに準ずる業務の目的で使用するとき。
- （2）報道機関が報道の目的で使用するとき

（使用承認）

第4条 区長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号に該当する場合を除き、マスコットの使用を承認する。

- （1）営利を目的とするとき（ただし、あらかじめ区長の承認を受けた場合を除く）。
- （2）法令や公序良俗に反するおそれがあるとき。
- （3）特定の政治活動または思想活動あるいは宗教活動に利用されるおそれがあるとき。
- （4）特定の個人または団体等の売名に利用されるおそれがあるとき。
- （5）阿倍野区およびマスコットのイメージを損なうおそれがあるとき。
- （6）前各号に掲げる場合のほかマスコットの利用を不相当と認めるとき。

2 区長は、前項の規定に基づき使用承認した場合、阿倍野区マスコットキャラクター使用承認通知書（様式第2号）により申請者に通知し、使用承認しなかった場合、その理由を明記した書面により申請者に通知する。

（使用上の遵守事項）

第5条 マスコットを使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- （1）定められたデザイン、色を正しく使用すること。
- （2）マスコットのイメージを損なうような使用をしないこと。
- （3）承認された用途にのみ使用し、区長の指示する条件に従うこと。

- (4) 承認を受けた者は、これを譲渡し、または転貸しないこと。
- (5) 商標登録出願を行わないこと。
- (6) 阿倍野区のマスコットキャラクターであることを明示すること。

(使用料)

第 6 条 使用料については無償とする。

(承認の期間)

第 7 条 使用承認する期間は、使用承認した日の属する年度末までとする。なお、使用承認を翌年度に継続することができる。

(使用状況の報告)

第 8 条 マスコットを使用した者は、速やかに使用状況について、ポスター、ちらし、写真等の使用実績を区長に提出すること。

(使用承認の取消し)

第 9 条 区長は、マスコットの使用が、この要領及び承認の内容に違反していると認めるときは、当該マスコットの使用承認を取消することができる。

- 2 前項の承認の取消しは、その理由を明記した書面により通知する。
- 3 第 1 項の規定により承認を取り消された者は、当該承認により作成された物品等をいかなる場合であっても使用してはならない。
- 4 区は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(補足)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

(様式第1号)

阿倍野区マスコットキャラクター(デザイン)使用承認申請書

平成 年 月 日

阿倍野区長

申請者 住所

団体名

代表者氏名

印

阿倍野区マスコットキャラクターを次のとおり使用したいので申請します。
なお、申請にあたり、定められた使用上の事項を遵守します。また、キャラクター使用において発生した損失について、区役所に補償等の要求はしません。

使用目的 (事業)	
使用用途(形態)	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
使用する場所等	

使用上の遵守事項

- (1) 定められたデザイン、色を正しく使用すること。
- (2) マスコットのイメージを損なうような使用をしないこと。
- (3) 承認された用途にのみ使用し、区長の指示する条件に従うこと。
- (4) 承認を受けた者は、これを譲渡し、または転貸しないこと。
- (5) 商標登録出願を行わないこと。
- (6) 阿倍野区のマスコットキャラクターであることを明示すること。

(様式第2号)

大阿総企第 号

平成 年 月 日

阿倍野区マスコットキャラクター(デザイン)使用承認通知書

様

阿倍野区長

年 月 日付けで、申請のありましたマスコットキャラクターの使用について、
下記により使用を承認します。

使用目的 (事業)	
使用用途(形態)	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
使用する場所等	

使用上の遵守事項

- (1) 定められたデザイン、色を正しく使用すること。
- (2) マスコットのイメージを損なうような使用をしないこと。
- (3) 承認された用途にのみ使用し、区長の指示する条件に従うこと。
- (5) 承認を受けた者は、これを譲渡し、または転貸しないこと。
- (6) 商標登録出願を行わないこと。
- (7) 阿倍野区のマスコットキャラクターであることを明示すること。